

国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等*について(案)

令和5年12月26日の国家戦略特別区域諮問会議において、自治体間連携により地域が抱える深刻な課題に対応する方向性が示されたことを踏まえ、地域・社会課題の解決を加速させる新たな特区の取組として、令和5年12月から令和6年2月まで実施した「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」に係る規制・制度改革事項の早期の具体化に取り組む。

国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境の実現を目指す「金融・資産運用特区」において、ビジネス・生活環境の整備や成長分野等に係る規制・制度改革事項の早期の具体化に取り組む。

上記に加え、デジタル田園都市国家構想を先導するスーパーシティ及びデジタル田園健康特区における取組も含め、国家戦略特区における規制・制度改革の取組を着実に推進するため、新たな規制・制度改革事項の具体化を図るとともに、既存の規制の特例措置の全国展開を通じた国家戦略特区の成果の幅広い波及に取り組む。

※本ペーパーは、国家戦略特区において適用される規制・制度改革事項に加え、特区WGにおける議論や規制所管省庁との調整の結果として、全国に適用される規制・制度改革事項等を含んでいる。

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する 規制・制度改革事項

① 買い物困難地域等におけるドローン配送サービスの実装に向けた関連規制の合理化等

- ・以下の措置を講ずることにより、国家戦略特区において、ドローンを活用した市街地でのオンデマンド配送サービスの早期事業化を実現し、買い物困難等の地域課題の解決を進める。
 - a. レベル3. 5飛行（補助者の配置等を必要としない無人地帯上空での目視外飛行）は、住宅地等の上空においても、飛行時における住宅等から人の出入りも含め、機体カメラにより飛行経路の直下及びその周辺が無人であ

ることを確認しながら飛行できる状況であれば実施可能であることを、2024年度早期に明確化する。また、レベル3.5飛行を活用したサービスの事例を収集の上、順次公表する。

- b. 国家戦略特区におけるレベル4飛行（有人地帯上空での目視外飛行）の実現に向けて、2024年3月に行われた機体の型式認証に係る審査要領等の改訂も踏まえつつ、申請者に対し丁寧な助言を行うこと等により、第一種型式認証取得の促進に取り組む。その上で、型式認証取得に係る一層の負担軽減・予見可能性向上のため、米国等の当局に提出した書類など英語で作成された書類を、和訳することなく、型式認証の審査を行う国土交通省に対して提出可能であることを2024年度早期に明確化するとともに、機体の設計変更時に追加で飛行試験を実施した事例とその追加の試験時間について、関係者の同意を前提にホームページ上で公表し、事例が蓄積された時点で、類型化の上、ガイドライン等で明示する。
- c. 国家戦略特区において、レベル4飛行でのオンデマンド配送の実現に向け、レベル4飛行の許可・承認申請において線形ではなくエリア単位での飛行経路の申請も可能となるよう、2024年度中に必要な措置を講じるとともに、レベル3.5飛行及びレベル4飛行の実績を重ねつつ、地域の実情やサービスの内容を踏まえた所要の「安全対策」を講じるなど、エリア単位での許可・承認を取得するために必要な措置に関して、国土交通省から申請者に対し丁寧な助言等を行う。また、中長期的な複数事業者によるサービスの実装を見据え、同一の時間帯・エリアで同時に複数のドローンが飛行可能となるよう、許可等申請や飛行計画通報におけるドローンの運航管理システム（UTM）の活用等の方策について検討を進める。

②半導体関連産業における外国人材の就労円滑化

- ・人手不足が懸念される半導体関連産業において、外国人材の受入れを円滑に行うため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査期間を明確化及び迅速化することについて、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業の対象業種等を拡大することにより2024年度上半期中を目途に措置を講ずる。
- ・在留資格「研修」によって入国し職業能力開発校で訓練する外国人が、修了後に在留資格「特定技能」等に変更して国内での就労を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性や在留資格の趣旨・目的等に留意しつつ、実現の可否も含めた在り方を検討し、2024年度中を目途に結論を得る。

③技能実習制度における地域の多文化共生に向けた自治体の取組

- ・地域において外国人材が活躍できる多文化共生社会の実現に向け、自治体が生活者としての外国人への支援や情報発信等を効果的に行えるよう、育成就労制度への移行も見据え、技能実習制度における、監理団体や受入企業に関する情報を国や自治体を含む関係機関間で共有するなどの方策について検討し、2024年度を目途に必要な措置を講ずる。

④産業利用に係る適切な土地利用転換への対応

- ・2023年12月に行った土地利用転換の迅速化に向けた取組を踏まえ、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の現行制度の一層の活用を図る。そのため、2024年度中に、同法を活用した事例集の拡充、地方公共団体等への周知の強化、個別相談対応の強化など必要な措置を講ずる。

⑤認定日本語教育機関の校地・校舎自己所有要件に係る検討

- ・認定日本語教育機関の認定基準における「校地・校舎の自己所有」の在り方に関し、認定日本語教育機関の安定かつ継続した運営を担保するための具体的方策について提案主体において検討するとともに、日本語教育機関認定法において日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関であることを確認するために「施設及び設備」と規定されているところ、認定基準（省令）で原則として「校地・校舎の自己所有」を求めていることの妥当性について文部科学省において検討を行い、提案主体における検討と2024年4月に施行された日本語教育機関の認定制度の運用状況等を踏まえ、より質の高い日本語教育の確保の観点から「校地・校舎の自己所有」の在り方についてさらに検討を進め、2024年度中に結論を得る。

⑥自動車運送事業における事業者間の遠隔点呼

- ・自動車運送事業における運行管理について、同一事業者内のみならず事業者を跨いだ遠隔点呼が可能となるよう、2023年11月から行われている先行実施の状況を踏まえ、2024年度中に必要な要件をとりまとめ、関係告示の改正を行った上で2025年度から本格運用を開始する。

⑦圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- ・建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるた

め、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。

その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高压ガス保安法等の保安基準を定めるための検討に速やかに着手する。

⑧と畜検査における公衆衛生獣医師不足に対応した規制改革

- ・と畜検査に必要なと畜検査員（公衆衛生獣医師（公務員獣医師））が不足している地域があることから、と畜検査において獣医師以外が対応可能な検査補助範囲の明確化を行い、他職種等を活用する体制を2024年度中に整備するとともに、将来的なAI技術等の活用について、必要な調査・研究を可能な限り早期に着手する。

⑨タクシー営業区域の緩和

- ・地域や時間帯によって生じるタクシーの需要と供給の不均衡について、現行制度上も道路運送法第20条第2号を活用すれば営業区域外の運送ができること、また、道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送制度も活用できること等を踏まえ、提案主体から相談があった場合には、引き続き国土交通省から提案主体に対し当該制度等について適切な助言等の支援を行う。

⑩統計調査手法の見直し

- ・調査員による調査票の配布・回収の段階的な縮小に向け、郵送配布等の新たな調査手法の導入について、総務省と地方公共団体が協力の上、2024年度に実施する令和7年国勢調査の試験調査及び令和8年経済センサス-活動調査の試験調査において検証を行い、2024年度中に結論を得る。

⑪鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルの改訂

- ・公共事業評価における費用便益比（B/C）の算出に係る社会的割引率については、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」の改訂（令和5年9月12日付）により、当面4%を適用するものの、近年の国債の実質利回りを踏まえた1%及び2%を参考比較のための値として併記できるとされた。「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル」においても、社会的割引率に関する同指針の内容を反映させる改正を2024年度中に行う。

⑫条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加

- ・ 条例公布時に長の自署による署名を求めていることについて、総務省において、有識者等へのヒアリングを行いつつ法規における「署名」の意義を整理した上で、デジタル庁など関係省庁の参画を得て、電子署名とタイムスタンプを組み合わせた方法による署名が自署の代替となるか検討し、2024年度中に結論を得る。

⑬廃校等の既存建築物の用途変更許可に係る弾力的な運用の活用

- ・ 廃校となった学校等の利活用による地域再生やコミュニティの維持・活性化等の更なる推進に向け、市街化調整区域における空家等の既存建築物の用途変更許可の弾力的な運用が可能であるため、2024年度中に、運用事例の横展開、地方公共団体等への周知の強化、個別相談対応の強化など必要な措置を講ずる。

⑭自動運航船の制度整備

- ・ 自動操船機能等を活用した陸上補助員を要しない船員1名での運航について、海上運送法上の許可を取得するために必要な安全確保策に関する助言等の支援を2024年度中に行うとともに、今後の許可事例等の蓄積を踏まえて、船員1名の場合において求められる安全確保策の類型化等について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・ 2030年頃までの本格的な自動運航船の商用運航の開始に向け、2026年までの合意形成を目指し自動運航船に関する国際ルールの策定を主導するとともに、その状況も踏まえながら、2024年中に国内における暫定的な措置等の検討を開始する。

⑮販売機の活用による一般用医薬品の遠隔販売

- ・ 「医薬品の販売制度に関する検討会」において議論された、デジタル技術を活用した一般用医薬品の遠隔販売（販売機の活用を含む）について、同検討会のとりまとめを踏まえ、離島やへき地など、医薬品へのアクセスが困難な地域における医薬品の販売を可能とする制度について、2024年度に検討を開始し結論を得る。

⑯空港保安検査員不足の解消に向けた規制・制度改革

- ・ 空港における保安検査について、現行制度上も一級検定合格警備員の配置については、技術の活用により、業務が効率化・省力化され、より広範囲につ

いて警備業務の実施の適正を確保できる場合には、一級検定合格警備員1人を隣接した2つの検査ゲートごとに配置することができることも踏まえつつ、警察庁や国土交通省から提案主体に対し当該配置要件や業務の効率化・省力化について適切に助言等の支援を行うとともに、両省庁において空港における保安検査員不足を解消するための方策について継続的に検討する。

(2)「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項

①行政手続の英語対応

- ・会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請において、自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう申請書及びこれに添付する定款等の英語での作成を支援する方策について検討し、2024年度中に所要の措置を講ずる。
- ・在留資格認定証明書交付申請手続において、申請書に添付する参考資料が英語により作成されている場合は日本語訳の添付が必要とされているが、一部の定型的な文書については日本語訳の添付を不要として運用していることを踏まえ、この運用を明確化した上で利用者に周知することについて、2024年度中に所要の措置を講ずるとともに、その他の添付する参考資料の日本語訳の作成などについて自治体の協力が得られることを前提に、英語での申請が完結するよう必要な検討を行う。
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険に係る法人設立に伴う届出手続については、自治体の設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう、2024年度後半の早期に所要の措置を講ずる。また、開業ワンストップセンター等での実施状況の検証を踏まえ、英語で手続を完結させることについて、システムや人材育成・確保の点も含め、効果的かつ効率的な方策について必要な検討を行う。

②スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設

- ・スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家(エンジェル投資家を含む)向けビザを創設することについて、2024年度中を目途に必要な措置を講ずる。

③高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化

- ・高度人材ポイント制において、自治体が支援措置を行う機関が受け入れる外国人に対する特別加算について、対象となる支援措置の要件について、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があることを2024年度中に明確化する。

④洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用

- ・洋上風力発電設備の設置・保守に要する作業船が不足し、外国籍船を活用する場合に必要な船舶法第三条但し書きに基づく沿岸輸送の特許の付与については、当該設備の設置・保守に関する輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、当該設備の設置・保守に関する複数の輸送に対してあらかじめ特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、2024年度中に必要な省令改正等を行う。
- ・外国人材の知見が必要となり得る特殊な船舶について、提案自治体における洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通し等を踏まえ、必要に応じ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討する。

⑤風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する検討

- ・洋上風力発電事業については、領海・内水及びEEZにおける区域指定を行うための国による海洋環境等に係る調査等の実施等の創設を盛り込んだ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を令和6年通常国会に提出した。
- ・陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。

⑥圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- ・建築基準法上の用途制限における圧縮水素貯蔵量の上限規制について、特区提案に基づく先行的取組として、提案に係る水素貯蔵施設の整備を進めるため、経済産業省及び国土交通省が提案自治体と連携して、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。
その結論を踏まえつつ、水素の社会実装に向けて、両省が連携して上限規制の適用を除外するために満たすべき高圧ガス保安法等の保安基準を定めるための検討に速やかに着手する。【(1)⑦再掲】

⑦銀行による GX 関連事業の推進に係る「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用

- ・銀行が、行政や企業等と連携して域内のグリーントランスフォーメーション（GX）関連事業をより円滑に推進できるようにするため、銀行法における「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、2024 年中を目途に所要の措置を講ずる。

⑧GX 事業に係る保証付き融資制度の整備

- ・GX 事業を行う中小企業の設備投資等に係る資金調達が円滑に行われるよう、提案自治体、信用保証協会等とも連携し、GX 事業に係る保証付き融資制度を 2025 年度早期に整備するための具体的な方策を、2024 年度中に検討し結論を得る。

⑨信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大

- ・中小企業に対する信用保証等の対象について、金融・保険業は、関係法令において対象業種を限定列挙する方式になっているところ、新たに生じた業種が柔軟に対象となるような方策を、2024 年度中に検討する。

⑩地方公共団体によるデジタル証券発行に係る法令整備

- ・地方公共団体によるデジタル証券発行の仕組みについて、地方公共団体や市場関係者等の意見を踏まえ、全国での適用措置について検討し、2024 年度中に結論を得る。

⑪公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備

- ・公立大学法人においても、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲において出資を可能とする環境の整備に関し、国立大学法人の実績や公立大学法人のニーズ等を踏まえ、全国での適用措置等について検討し、2024 年中に結論を得る。

(3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

①海外のエンジェル投資家の呼び込み

- ・スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件と

して、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザを創設することについて、2024年度中を目途に必要な措置を講ずる。【(2)②再掲】

②航空輸送ネットワーク拠点空港内における運転資格の特例

- ・航空機の機体や旅客、貨物・燃料等の搭載物の取扱等に関わる業務（グランドハンドリング）の人手不足の解消に向け、特定技能の在留資格等で就労する外国人であって自国の運転免許を保有する者が空港の制限区域で車両の運転が可能となるよう、空港内の安全性を確保しつつ、必要な枠組みや要件について検討し、必要な措置を講ずる。

③理容師制度における養成方法の検討

- ・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

④企業主導型保育事業の規制改革

- ・企業主導型保育施設における地域枠の弾力的な運用、及び共同利用契約の締結を推進するための所要の措置を、2024年度上半期中に講ずるとともに、本事業の趣旨や実施状況等を踏まえながら、引き続き必要に応じて運用の見直しを検討する。

⑤障害者支援のための規制改革の推進

- ・「買い物困難地域等におけるドローン配送サービスの実装に向けた関連規制の合理化等」など、今回、「地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集」で示された障害者支援を念頭に置いた規制の特例措置について着実に取組を進めるとともに、2022年に実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイデア募集」などを踏まえ、包摂的な社会づくりに向けた障害者関連の規制・制度改革事項を具体化し、早期の措置に取り組む。

2. 新たに措置された規制・制度改革事項等

(1) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項

①財産処分承認基準の明確化

- ・国費による補助金を活用して取得した施設等を金融機関の担保に供するには、各省各庁の長の承認が必要となるが、機動的な担保権設定と円滑な資金調達を可能とするため、総務省の「財産処分承認基準」について、具体的な承認の許容例を明確化する改正を2024年4月に行った。

②排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置

- ・排他的経済水域における洋上風力発電設備等の設置に係る制度の創設等を盛り込んだ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を令和6年通常国会に提出した。

(2) (1) 以外の規制・制度改革事項

①経営・管理ビザ取得の事業規模要件の柔軟化

- ・在留資格「経営・管理」における事業規模要件について、コンバーティブル・エクイティを含む有償新株予約権によって調達した資金を一定の要件の下で計上できることを2024年3月に公表した。

②海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革

- ・海外大学を卒業した日本語学校の留学生が、卒業後の就職活動継続のための在留資格「特定活動」へ変更するにあたっての要件である在籍管理を直近3年間適切に行っていることについて、国家戦略特区においては特区自治体の関与の下、在籍管理を直近1年間適切に行っていることとする制度を2024年3月に措置した。

③高い日本語能力を有する留学生の就職に関する要件緩和

- ・日本の大学を卒業した外国人が高い日本語能力を活用して幅広い業務に従事できる在留資格「特定活動(46号)」について、文部科学大臣の認定を受けた専門学校を修了した者(高度専門士に限る。)を対象と加えることを、2024年2月に措置した。

④公証人の定款認証における公証役場への来所を不要とする措置の全国導入

- ・公証人による定款認証手続について、2024年3月に、定款認証の面前審査を原則ウェブ会議化する取組が開始されたことにより、全国で公証役場に来所することなく定款認証手続を行うことが原則となった。

⑤リモートワーカーの滞在制度の拡充

- ・国際的なリモートワーカー(いわゆる「デジタルノマド」)の呼び込みに向け、海外企業に勤める外国人がリモートワークをしながら日本に滞在できるデジタルノマドビザ制度について、2024年3月に措置した。

⑥ICカード乗車券の券面表示についての鉄道運輸規程の解釈

- ・ICカード乗車券(定期券)における券面表示の省略に係る鉄道運輸規程の解釈について、2024年3月に地方運輸局を通じて各鉄道事業者に通知した。

⑦障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化

- ・障害者総合支援法には、介護給付費等の支給申請をしている障害者等が、緊急その他やむを得ない理由により、介護給付費等の支給決定前に障害福祉サービスを利用した場合の費用を、支給決定後にその範囲内で支給する特例介護給付費等の仕組みがある。その支給方法は市町村から障害者等に対して直接支払うこととしているが、市町村、事業者及び障害者等の三者の合意の下であれば、市町村から事業者に対して支払う、いわゆる代理受領を行うことも差し支えないことを事務処理要領において明確化する措置を、2024年3月に講じた。

⑧ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例の全国展開

- ・ユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入してユニットケアの実証実験を行う場合に、隣接する2つのユニットで1つの共同生活室を一体的に運用することを可能とする特例について、介護ロボット等を利用する場合においては、入居者の処遇に配慮した上で、実証実験の有無に関わらず、共同生活室を一時的に一体運用することを可能とする措置を、2024年3月に講じた。

⑨薬剤師の地域における対人業務の強化

- ・調剤業務の一部外部委託(薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することをいう。)について、国家戦略特区における実施を可能とするための共同命令を、2024年3月に措置した。

⑩大規模小売店舗における駐輪場のシェアサイクルポート置換えに係る取扱いの明確化

- ・大規模小売店舗において、駐輪場の一部をシェアサイクルポートに置き換える場合、大規模小売店舗立地法に基づく駐輪場の減台に当たるか否か明確でなかったところ、周辺の地域住民、商業等の利便確保に資するものであれば、駐輪場の収容台数に含め得ることを明確化する通知を 2024 年 3 月に発出した。

⑪LPS の事業内容の拡大

- ・投資事業有限責任組合（LPS）の事業内容に、暗号資産の取得・保有を位置づけること等の内容を含む法律案を、令和 6 年通常国会へ提出した。

⑫地域内外の医師とオンラインで連携した小児かかりつけ医の構築

- ・安心して子育てができる環境を整備する観点から、小児かかりつけ医について、令和 6 年度診療報酬改定において、時間外対応加算に係る評価を新設するとともに、小児かかりつけ診療料の要件を見直し、時間外における地域外の医師とも連携した電話対応等（ICT を活用したビデオ通話による対応を含む。）を行う場合も評価することとした。

⑬空飛ぶクルマの社会実装に向けた制度整備

- ・2025 年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの 2 地点間運航の実現に向けて、2024 年 3 月までに、空飛ぶクルマの機体の安全性、操縦者、運航安全、離着陸場等に関する基準を策定し、空飛ぶクルマの運航に必要な一連の制度整備を完了した。

⑭高等学校における遠隔教育の受信側教員の配置要件の緩和

- ・高等学校における遠隔授業（教科・科目充実型）について、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ教育上支障がないと当該高等学校の校長が認める等の場合には、一定の要件の下、受信側の教室に、教員に代えて当該高等学校の事務職員等を配置することを可能とする通知を 2024 年 2 月に発出した。

⑮電子証明書の発行の番号の活用に係る公的個人認証法上の取扱いの明確化

- ・地方公共団体の保有する健康医療情報を円滑に PHR サービス上で利用するため、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号を活用する

ことについての電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律上の取扱いを明確化する通知を 2024 年 5 月に発出した。

⑩一般送配電網以外における高速 PLC の使用範囲の拡大

- ・「一般送配電事業者以外が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側の電力線」において、一般の個別許可を受けることにより、広帯域電力線搬送通信設備を設置できるようにするため、高速 PLC の使用範囲を拡大することとし、2023 年 12 月に省令を改正した。